

本明川水系河川整備計画(変更原案) 住民、学識者への意見聴取結果について

平成28年2月9日



国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所

本明川水系河川整備計画(これまでのスケジュール)

本明川水系河川整備基本方針 策定(平成12年12月19日)

本明川水系河川整備計画 策定(平成17年3月31日)

【1回目】本明川学識者懇談会の開催(平成26年10月3日)

【2回目】本明川学識者懇談会の開催(平成27年10月26日)

本明川水系河川整備計画【変更原案】の公表(平成27年11月4日)

意見箱

意見収集

平成27年11月5日～12月7日

インターネット

【学識者、地域住民意見等の集約・反映】

【3回目】本明川学識者懇談会の開催(平成28年2月9日)

- 河川整備計画の点検
 - ・現行河川整備計画概要の説明
 - ・社会状況の変化や進捗状況の説明
 - ・河川整備計画の課題と対応方針(案)の説明
- 河川整備計画の変更決定

- 変更原案の骨子説明

- 各種意見を反映した河川整備計画【案】の内容説明

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

住民意見について

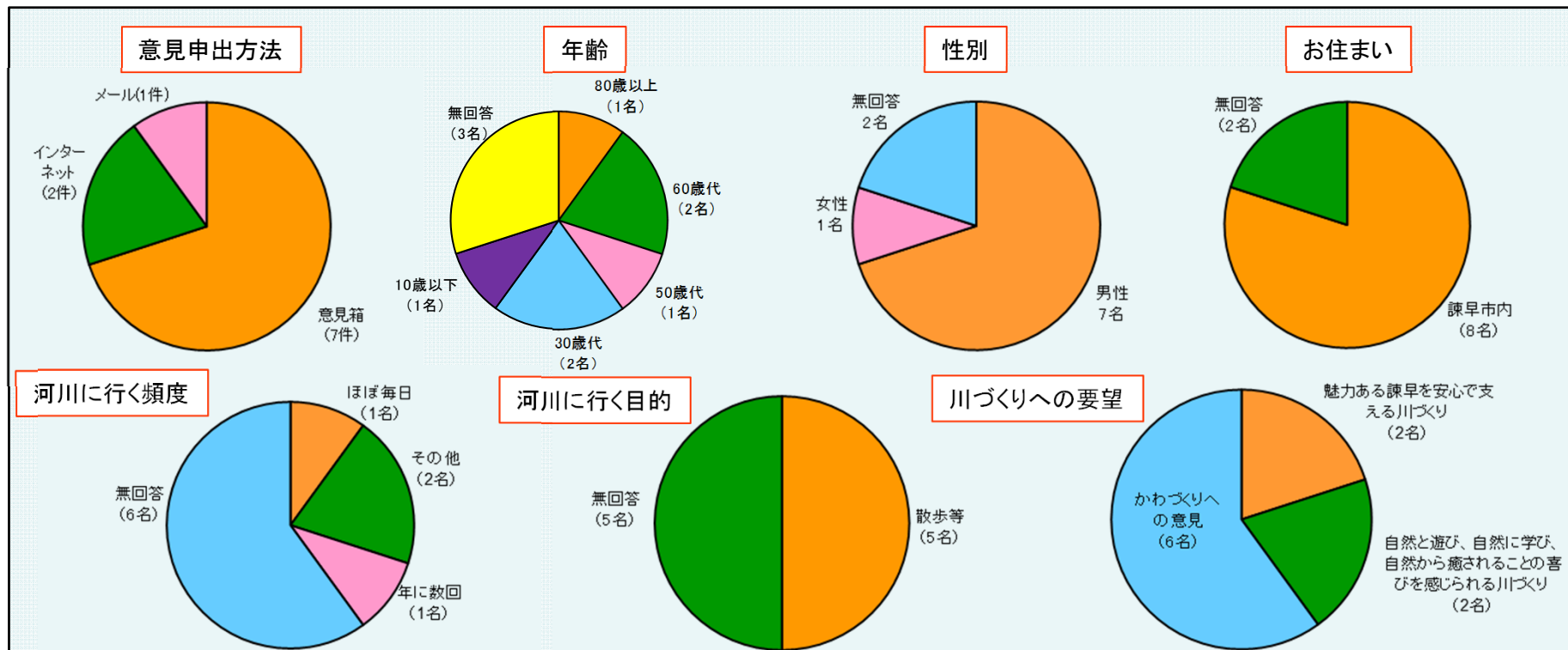
平成12年12月の本明川水系河川整備基本方針策定を受けて、平成17年3月に河川整備計画を策定しました。

河川整備計画策定以降、河川区域の変更、本明川ダム事業の変更、河川を取り巻く状況の変化(平成23年3月東北太平洋沖地震の発生に伴う法律の改正等、平成24年7月九州北部豪雨による矢部川の堤防浸透に伴う決壊、近年の頻発する集中豪雨の発生など)及びこれまでの事業進捗状況等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を実施しました。

その結果、河川整備計画を変更することとし、現在「本明川水系河川整備計画(変更)」の策定に向けて作業を進めているところです。

策定にあたっては、国土交通省長崎河川国道事務所が「本明川水系河川整備計画(変更原案)」を公表し、地域住民の方々の意見を伺うために意見箱やインターネットにより皆様方からのご意見を伺いました。

住民意見の結果【回答数:10件】



本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

意見結果

学識経験者で構成する「本明川学識者懇談会」の意見 及び 住民から頂いた意見を「治水(防災)」「環境」「利用」「その他」に分類した結果、合計27件となりました。

意見者	意見に対する回答				無回答	計
	治水(防災)	環境	利用	その他		
学識経験者 (学識者懇談会)	2件	1件	0件	0件	0件	3件
住民	9件	9件	1件	5件	0件	24件
合計	11件	10件	1件	5件	0件	27件



整備計画(案)に新たに反映 4件
 整備計画(変更原案)に反映済み または その他の意見 23件

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

治水(防災)

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

学識経験者の意見

意見

防災意識の普及啓発について、現在、河川事務所と聴覚障害者で連携した啓発活動の取り組みが行われており、非常に良い取り組みであるため記述すべき。



本明川では、防災意識の普及啓発ため、住民団体、自治会、小学校、聴覚障害者等と連携した防災教育を積極的に支援しております。

ご意見を踏まえ、高齢者や障がい者などの要援護者との連携について記載しました。

第5章 河川整備の実施に関する事項

(変更原案 P78に反映)

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

12) 防災意識の普及・啓発

地域の安全を確保するためには、住民、河川管理者、長崎県や諫早市などの関係機関との協力と防災意識の共有が不可欠です。

そこで、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の洪水が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表します。

洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため浸水想定区域、避難場所等を記載したハザードマップの更新の際には、自治体のハザードマップ作成・普及への支援を行うとともに、円滑な避難の促進と人的被害の防止が図れるよう、ハザードマップを活用した避難訓練など地域住民が自ら考え行動できるように地域・自治体と連携して水害に強い街づくりの支援に努めます。

住民の防災意識の普及と向上のため、自治会などで行う防災マップづくり、**高齢者や障がい者などの災害時擁護者との防災マップづくり**について諫早市と連携して作成支援を行います。**また、沿川の小学校等での防災に関する出前講座、河川協力団体等による防災知識の普及啓発活動等の支援に努めます。**

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

学識経験者の意見

意見

植物の特定外来生物しか記載していないが、魚類や他の生物の特定外来生物も確認されているはずなので記述すべき。



河川における特定外来生物については、様々な生物において分布が拡大しないよう対策を行う必要があります。ご意見を踏まえ、外来種対策について追加記載しました。

(変更原案 P30に反映)

第2章 本明川の現状と課題

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

(3) 外来種対策

本明川の河口部では、諫早湾奥部の締め切り後、干潟部の干陸化によりセイタカアワダチソウやオオブタクサなどの外来生物が生育域を広げ、在来生物の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されました。そこで、かつてのヨシ原再生を目指し、河積確保のための掘削に合わせ、試験施工を行いながら高水敷の切り下げを行うことにより、ヨシ生育環境の拡大を図りました。

近年では、ヨシの群落面積は増加傾向にありますが、継続して監視していくとともに、必要に応じて対策を行う必要があります。

また、**オオキンケイギクをはじめとした特定外来生物が**、本明川本川及び支川の広い範囲で確認されています。これらの外来生物は、河川固有の生態系や景観を損なうなど、河川の生物多様性を低下させる場合があることから、**状況に応じて対策を行う必要があります。**

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

住民意見

意見

うなぎ・鮎等が遡上する川をめざしてほしい。
魚類が遡上するには、まず堰の造りを自然にやさしい造りにしなければならない。また、産卵場所が必要である。コンクリートの3面張りが長い箇所は漁礁的な造りが必要になる。上流から下流までの間に数箇所このような産卵場所を確保すべきである。現在は土木技術が進んでおり、できないことはないと思われる。



魚類等の移動については、「本川・支川の河川面の連続性の確保」に記載しているとおり、河川の連続性の確保に努めていくこととしております。

なお、ご指摘の産卵場等への配慮については、変更原案の59頁『河川環境に関する考え方』に、〈…動植物の生態等を良く把握し…良好な河川環境の保全に努める…〉、また変更原案83頁『2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全』に、〈…動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備、管理等を実施…〉と記載しているところですが、より明確に記すため、今回連続性の確保と併せて、魚類等の生息域や繁殖環境の面に配慮が必要である旨、追加記載しました。
(変更原案 P61に反映)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

2) 本川・支川の河川面の連続性の確保

魚類等が自由に河川を遡上・降下できるよう、これらの障害となっている工作物等については、必要に応じて地域住民、関係機関の連携、調整を図りながら、既存施設の改良も含め河川の連続性確保に努めます。また、魚類の生息域や産卵場となる瀬淵などにも配慮し、単調な河床形態にならないよう努めます。

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更案)に新たに反映した内容について

住民意見

意見

本明川の調整池に面した地域は現在、広大な干陸地が広がっており、その一部はコスモス畑やイベント広場として活用され、市内外からも多くの人々が訪れるようになってきている。今後もより一層、この広大な干陸地を使ってさらなる利活用を目指していただきたい。



干拓地の利活用は、人と河川の豊かなふれあいの場として活用され、今後も期待できる場所です。ご意見を踏まえ、干陸地の利活用について記載しました。

(変更原案 P63に反映)

第5章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

3) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

さらに、中流部の都市景観を損なわせている老朽化した特殊堤や樋門、陸閘などについて、河川景観の改善を図るため、特殊堤の修景及び樋門や陸閘の統廃合について地域住民や諫早市などの関係機関と緊密に連携して検討を進めます。

また、河口部の干陸地については、その維持管理及び適正な利活用の推進に向けて、関係機関と連携を図り、さらなる利活用の促進に努めます。

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

治水

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

学識経験者の意見

意見

地震対策については、近年、諫早地域でも新たな活断層が公表されていることもあり、今後の地震対策を詳しく記載する必要があるのではないか。



地震対策においては、東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、河川構造物の耐震性能照査指針(H24.2)が改訂され、地域特性を考慮した照査、対策を行います。

本文には、大規模な地震が発生した場合においても河川管理施設として必要な機能を確保するために、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な対策を行う旨記載しています。

(変更原案) P57 7)地震対策

治水

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

河道掘削について、本明川と福田川の合流地点より下流付近に住宅街があるにも係わらず工事対象から外れている。
この地点での堤防決壊は、周辺一帯の大被害につながることは容易に予想されることである。
堤防の安全性を確保する上で、対象範囲の拡大は地域住民の切実な願いである。



本明川の下流は、整備計画目標流量を安全に流下させるため、これまで流下能力を確保するため河道掘削を実施し、必要な断面形状を満足しているところです。

また、土砂堆積や樹木繁茂により治水安全度上支障がある場合は、河道掘削や樹木伐採を実施し、河道を適正に維持管理し、今後も引き続き、状況に応じて実施します。

また、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合でも、災害リスクを考慮した減災対策の推進に努めていく旨、記載しています。

(変更原案) P65～ 5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

治水

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

●本明川と半造川(埋津川)の交差するあたりの川の中央にある公園又は築山をとり払い(掘削し)、本来水が流れるべき川中に戻してほしい(川の景観を重視するのはおかしい)
理由としては、上流(埋津川)川床・新道では大雨が降るたび埋津川の水量が増し本流に(埋津川に)流れ込むべき側溝の水がはけきれず、雨が続けば床下、床上浸水になりかねない。(今は最悪道路がつかえるくらいで済んでいる)

今後ゲリラ豪雨が発生すれば道路がつかえるだけではすまされなくなる。最近では8月も危なかった。大雨の日は私を始め様子を見る為に仕事を休む人もいる。

●島鉄の鉄橋の拡幅に伴ない川も広くなるのか。工事が始まったばかりで分からないが、現場を見る限り川が広がる様にはみえない。半造橋から下流にかけても本来水の流れる川の役目を果たしていない様にみえる。堤防が決壊しないように最大限の掘削をしてほしい。

半造川は、整備計画目標流量を安全に流下させるため、引堤(拡幅)や島原鉄道橋の架替、河道掘削を鋭意実施しており、事業効果として、洪水時の水位低減が図れることから内水被害に対しても軽減効果があるものと考えています。

施工にあたっては、親水性や河川利用、景観等に配慮しながら、段階的に整備を行っています。

なお、土砂堆積や樹木繁茂により治水安全度上支障がある場合は、河道掘削や樹木伐採を実施し、河道の適正な維持管理を行います。

(変更原案)

P46 4. 2. 1 洪水対策(外水対策)

P60 1)多自然川づくり

②支川半造川における水辺環境の改善・創出

P68 3)河道の維持管理

①河道内堆積土砂の管理

②河道内の樹木の管理

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

治水

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

変更案について次のような意見がある。

- 1.地球の現状を考えると現今の環境悪化は人類の生存をおびやかす絶望の進み方で最優先の課題である。
- 2.今回の変更案は長崎の需要減を計算しただけで進歩的アイデアはない。
- 3.ダムだけに頼る計画は、住民のたびたびの意見陳述と無視されている。
- 4.ダムだけでなく、①遊水地の確保、②河道の掘削・河底の浚渫、③排水機の増設、④農地を洪水時に貯水池とする制度(保証金制度)等々あり。
- 5.80年に1回の割の洪水ならダム無用、100年に1回にしてダムを造るという発想はナンセンス。
- 6.100年であろうが1000年であろうが無くならないのであるなら、低地には人は住ませないで他の施設を整備するなど都市計画案を検討すべきである。
等々住民の願いを入れ、ダムのみでなく多くの対策の積み上げられた水量でなければ計画の意図に不信は消えない。



本明川ダムについては、本明川ダム建設事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、長崎県と本明川流域の諫早市を構成員とする「関係地方公共団体からなる検討の場」で、様々な治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の検討を行い、九州地方整備局の事業評価監視委員会、本省の有識者会議等を踏まえ、ダム事業を継続することとしております。

この結果に基づいて、今回の整備計画に記載しているところです。

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

治水

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

- 本明川の国交省管理(1級河川)は鉄橋付近までなのか。全流域なら上、中流の将来計画を示してもらいたい。下流は海に流れず上流にダムができればこの川はどうなるのか。
- 梅雨時又は大雨が降るときに心配である。大雨が降っても安心していただける川づくりをしてもらいたい(上流も下流も)
- 遠方の鉄橋(長崎本線)から上流域はどうして未整備なのか。



JR長崎本線鉄橋付近より下流が国管理区間、上流が長崎県の管理区間です。
本計画は、戦後最大洪水である昭和32年7月洪水(諫早大水害)規模を安全に流下されることを目標に整備を進めており、安全度の低い箇所について事業を進めています。
また、上流域の河道は、本明川ダムの洪水調節により洪水流量を低減させ、流下できるようになります。
(変更原案) P42 3. 1 河川整備計画の対象区間
P46 4. 2. 1 洪水対策(外水対策)

意見

- 川の周辺の防災に力を入れてほしい。景観はその次である。
- 防災マップを作成して市民に配ってほしい。



防災については、ハード・ソフト対策の両面から治水安全の向上に努めています。
ソフト対策では、防災対策に必要な水位や雨量、河川監視カメラ等の情報提供への取り組みや関係機関が一体となり自治体のハザードマップ作成・普及への支援など、防災意識の普及・啓発に努めており、引き続き実施します。
また、諫早市で作成されている「本明川洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」は、平成15年の作成当時に配布されていますが、現在は諫早市ホームページの防災情報に掲載されていますので家庭や地域でご活用ください。
(変更原案) P65～ 5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項 13

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

- 本明川と福田川に移り住んで20年ほどになるが、以前に比べて雑草の種類が増えたのか、地域住民は雑草の花粉アレルギーに悩まされている。堤防の環境整備と視界安全性の観点からも除草作業の回数を年3回に増やすことを要望する。
- 護岸にのびてくるカズラや雑草については伐採してもらえないので、私が切っている。(散歩、ジョギングする人が多い)
- 蛭橋付近ではアシ、竹が増え続けており、川原から水に接することができない。
- 川原に下りるように作られていた側道は一度も草を刈られたことがない。私が刈ったが、まだ川原まで至っていない。



堤防除草については、堤防の変状や異常・損傷の早期発見を目的に実施しています。今後も河川管理上、支障が生じた場合には適切に除草を実施し、河道の適正な維持管理を行います。

(変更原案)

P69 3)河道の維持管理

③堤防の維持管理

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

環境

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

- 福田町から仲沖町へ行き来できるように飛び石などの整備もお願いしたい。
- 諫早駅付近で育ち田も本明川に隣接しており、少年時代から川にとっても親しんだ。泳ぎ・川遊び、魚釣り採り・ウナギ採り、これらは私の子供達が成長する頃まで続いていた。今は孫が本明川に遊びに行けない現状である。完全に整備し尽された市街地から下流までよく見て成長し、大水害も体験したので、整備には感心しているが、川に親しみ活用することから視点がぶれていると思う。川は上流から下流まで好感愛着が持ててこそ親しまれると思う。
- 中・上流こそ整備して川に親しめる様、夏は蛍が見られ春から秋にかけては子供が魚遊びができるようにしてほしい。川の底にはヘドロみたいなモがはえて魚が非常に少なくなっている様と思う。調査結果はないのか。



河川環境については、河川特性や動植物の生態等をよく把握し、河川利用との調和を図り、多自然川づくり、人と河川の豊かなふれあいの場の確保など、地域住民や関係者の方々と連携し、意見交換を図りながら、良好な河川環境を目指し整備を進めていきます。

なお、国で行っている河川水辺の国勢調査結果については、「河川環境データベース」としてインターネット上で公開しているところです。魚種等についても確認することができます。

(変更原案)

P59～ 5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

利用

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

本明川を利用するに当たり、地元のイベントや防災訓練時の利用だけではもったいないと考えている。
現在、改正航空法によりドローンの飛行禁止区域の策定が進んでいるが、将来的に本明川の一部を除いて飛行禁止区域の設定から外し、国土交通省主催のドローンの飛行訓練及び実地研修等に本明川を活用できるのではと考えている。
本明川は1級河川でありながら、川幅が狭く流れが緩やかで水深が浅い場所が多く、車や人間が河原に降りれるスロープが整備されている。また、人間が自由に移動できる遊歩道も整備されているので、ドローンの操縦者も移動がしやすく、河川上でドローンが墜落し水中に没しても直ぐに回収できる。
また、ドローンは宅配などの他に橋桁の裏側など人が立ち入りにくい場所での活躍も期待されているが、本明川に掛る橋を利用すれば橋桁の点検という訓練も可能である。
また、他の1級河川と違い市街地の中を通る川なので疑似的な市街地での操縦経験も積むことができ、川幅が狭く見通しが良いのに普段は人間の利用者は散歩程度なので安全にドローンの操縦が可能であると思います。

本明川の利用については、地元のイベントや防災訓練での利用だけでなく、多くの市民の方に、散策や散歩等で利用をして頂いております。引き続き、更なる利用の促進を図るため、関係機関との連携を図り、環境整備を進めて参ります。

また、河川敷きでのドローンの利用については、河川管理上の観点(他の河川利用者への影響や河川管理施設への影響等)に配慮しつつ、先頃、改正された航空法の法令等を順守し、定められた規制に基づき使用されるようお願いいたします。

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

その他

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

各排水門に担当責任者の名前を明記してほしい(現在責任者が不在のようである)



本明川の河川管理施設については、諫早出張所において管轄しております。お気づきの点等ありましたら、諫早出張所までご一報いただければと思います。
なお、排水水門等については、国が施設の管理を行い、操作及び日常の点検を国から市に委託し、市と協力しながら適正な管理を行っています。

本明川水系河川整備計画(変更原案)に対する主な意見

その他

整備計画(変更原案)に反映済みの内容について

住民意見

意見

●一本の川で国・県・市と別々の管理になっているが防災に対する意見交換はなされているのか。アンケートをとるより浸水する地域で説明会を開き、皆の意見を聞かれた方が良い案やお互いの理解が出来るのではないか。

●最近のゲリラ豪雨の多発の中、整備が進み安心する。
整備計画を浸水する恐れのある各自治体に詳しく説明してほしい。そうすることで各自治体の事情や意見、要望が詳細に聞けて良い案もできるのではと思う。
計画が進行してから良い案を聞いても変更は出来ない。
アンケート方式では提出する人も限られており、詳細な所まで書くことができない。一方通行になってしまう。
同じ費用をかけるなら納得のいく計画を進めてもらいたい。
但し、説明会は国、県、市一本の川にたずさわる各管理者が同席して説明してほしい。(責任の所在が不明になるため)

●もっと積極的に要望に答えてほしい。

●豊かにしたいです。



地域の安全を確保するためには、国、県、市の連携が不可欠であり、合同による水防連絡会、水防訓練、洪水の情報伝達訓練等を行い、適宜、情報共有を図りながら防災に備えています。

今後も、本計画の実施にあたっては、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど、国・県・市などの関係機関や地域住民等との対話を推進していきます。

その他、本明川に関してお気づきの点、関心事などありましたら、事務所、出張所等への情報提供や相談、また事業説明会等の機会の際に、情報等お寄せ頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(変更原案) P65～ 5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項
P87 6. 1 関係機関、地域住民との連携

本明川水系河川整備計画策定のスケジュール

